

## 議案第 85 号

### 日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

日進市長 萩野 幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、特殊勤務手当の一部を廃止し、支給対象となる業務を明確にし、及び額を改めるため、日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 特殊現場作業手当を廃止する。
- (2) 徴収手当及び用地等交渉手当の額を条例で規定する。
- (3) 防疫手当を支給する業務を明確にし、及び額を改正する。
- (4) 生活保護法に基づく業務に係る福祉手当の支給単位を月額から日額に改める。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年日進町条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(徴収手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円とする。</p> <p>(防疫手当)</p> <p>第4条 防疫手当は、<u>防疫作業に従事する職員が、感染症(市長が規則で定める感染症に限る。以下同じ。)</u>の病原体に汚染されている<u>区域において感染症の病原体を有する者若しくはその疑いのある者の救護若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくはその疑いのある物件の処理作業に従事したとき、又は市長が規則で定める家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくはその疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>380円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。</p> <p>(用地等交渉手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円とする。</p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 特殊現場作業手当</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(徴収手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円を<u>超えない範囲内で市長が規則で定める。</u></p> <p>(防疫手当)</p> <p>第4条 防疫手当は、<u>伝染病防疫に従事する職員が、伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>500円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。</p> <p>(用地等交渉手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円を<u>超えない範囲内で市長が</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(福祉手当)</p> <p><u>第6条</u> 福祉手当は、福祉事務所に勤務し、現業を行う職員で生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく業務に従事したとき、又は行旅病人を救護し、若しくは行旅死亡人の死体処理に関する作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>1,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> | <p>規則で定める。</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p><u>第6条</u> 特殊現場作業手当は、下水道終末処理場及び心身障害者療育施設に勤務する職員が、施設の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき500円を超えない範囲内で市長が規則で定める。</p> <p>(福祉手当)</p> <p><u>第7条</u> 福祉手当は、福祉事務所に勤務し、現業を行う職員で生活保護法に基づく業務に従事したとき、又は行旅病人(必要な場合には、その同伴者並びに行旅死亡人の同伴者を含む。)を救護し、若しくは行旅死亡人の死体処理に関する作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1月につき2,500円</u>を超えない範囲内で、又は行旅病人を救護し、若しくは行旅人の死体処理に関する作業に従事した日1日につき、<u>1,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。